

厚生労働省発表  
平成18年4月18日

職業安定局高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課 課長 土屋 喜久 主任障害者雇用専門官 白兼 俊貴 障害者雇用専門官 浅賀 英彦 電話 5253-1111(内)5857、5784 3502-6775(直通)
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 障害者雇用の一層の推進に関する厚生労働大臣名による要請について

障害者の就業意欲が高まる中、改正障害者雇用促進法及び障害者自立支援法が施行され、障害者の雇用機会の一層の確保が求められている。

このような状況の中で、障害者雇用の一層の推進を図るため、川崎厚生労働大臣の指示の下、大臣名の要請文書により、公的機関、経済団体及び業種別団体への要請を、下記により行うこととした。

厚生労働省としては、本要請を契機に、雇用率達成指導の強化、積極的な職業紹介、各種雇用支援策の活用等により、障害者雇用のさらなる推進を図る考えである。

### 記

#### 1 要請先

- ・ 国、都道府県及び市町村の機関（全機関）
- ・ 独立行政法人等（全機関）
- ・ 経済四団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び経済同友会）及び主要な業種別団体等（115団体。別添参照）

#### 2 要請内容

- ・ 国、都道府県及び市町村の機関に対しては、別紙1のとおり。
- ・ 独立行政法人等に対しては、別紙2のとおり。
- ・ 経済四団体及び主要な業種別団体等に対しては、別紙3のとおり。
- ・ 業種別団体等のうち国立大学協会及び公立大学協会に対しては、別紙4のとおり。

### 3 要請方法

- ・ 各省庁については、本日(4月18日)の閣僚懇談会において、大臣から要請を行った(別紙5参照)。
- ・ 都道府県及び市町村の機関については、雇用率未達成機関に対し、各都道府県労働局の幹部による訪問要請を行う。
- ・ 独立行政法人等については、特に雇用状況の悪い法人に対しては、本省幹部による訪問要請を行い、その他の雇用率未達成法人に対しては、各都道府県労働局の幹部による訪問要請を行う。
- ・ 経済四団体については、本省幹部による訪問要請を行う。
- ・ 主要な業種別団体等については、除外率設定業種及び障害者の雇用状況の悪い業種を中心に、本省幹部による訪問要請を行う。
- ・ 訪問要請によらない要請先については、関係資料を同封の上、送付する。

### 4 要請時期

本日(4月18日)以降、順次実施する。

## 障害者雇用の一層の推進に関する要請書

日頃から、障害者雇用の促進について、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の雇用の促進等に関する法律により、すべての事業主は、社会連帯の理念に基づき、雇用を通じた障害者の自立について共同の責務を有しており、障害者雇用率を達成、維持するよう法律上の義務が課されております。中でも、国及び地方公共団体の機関は、民間企業に率先垂範して、障害者雇用を推進すべき立場にあります。

昨年、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正及び障害者自立支援法が成立し、福祉から一般雇用への移行による障害者の自立の推進への期待がさらに高まっている中で、公的機関においては、障害者雇用率の達成は言うまでもなく、さらに一層の採用促進に取り組むことが求められております。

このような情勢を的確に認識され、現在、障害者雇用率未達成の機関におかれては、雇用率の速やかな達成及びそれにとどまらぬ障害者雇用の一層の推進をお願いいたします。また、既に雇用率を達成されている機関におかれても、障害者のさらなる雇用に向けた取組を一層、推進していただくようお願い申し上げます。

その際、特に、公的機関における知的障害者の採用が極めて少ない状況にかんがみ、職場実習の受入等、採用に向けた具体的な取組を実施いただくよう併せてお願いいたします。

平成十八年四月十八日

厚生労働大臣

川崎 二郎

## 障害者雇用の一層の推進に関する要請書

日頃から、障害者雇用の促進について、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の雇用の促進等に関する法律により、すべての事業主は、社会連帯の理念に基づき、雇用を通じた障害者の自立について共同の責務を有しており、障害者雇用率を達成、維持するよう法律上の義務が課されており、中에서도、独立行政法人や公社等の機関は、国及び地方公共団体の機関とともに、公的機関として民間企業に率先垂範して、障害者雇用を推進すべき立場にあります。

昨年、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正及び障害者自立支援法が成立し、福祉から一般雇用への移行による障害者の自立の推進への期待がさらに高まっている中で、公的機関においては、障害者雇用率の達成は言うまでもなく、さらに一層の採用促進に取り組むことが求められております。

このような情勢を的確に認識され、現在、障害者雇用率未達成の機関におかれては、雇用率の速やかな達成及びそれにとどまらぬ障害者雇用の一層の推進をお願いいたします。また、既に雇用率を達成されている機関におかれても、障害者のさらなる雇用に向けた取組を一層、推進していただくようお願い申し上げます。

その際、特に、公的機関における知的障害者の採用が極めて少ない状況にかんがみ、職場実習の受入等、採用に向けた具体的な取組を実施いただくよう併せてお願いいたします。

平成十八年四月十八日

厚生労働大臣

川崎 二郎

### 障害者雇用の一層の推進に関する要請書

日頃から、障害者雇用の促進について、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の雇用の促進等に関する法律により、すべての事業主は、社会連帯の理念に基づき、雇用を通じた障害者の自立について共同の責務を有しており、障害者雇用率を達成、維持するよう法律上の義務が課されております。

昨年、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正及び障害者自立支援法が成立し、福祉から一般雇用への移行による障害者の自立の推進への期待がさらに高まっている中で、障害者雇用率の達成は言うまでもなく、さらに一層の雇用促進に取り組むことが求められております。

しかしながら、民間の企業における障害者の雇用の現状を見ますと、全体の雇用率は、法定の一・八パーセントに対して一・四九パーセント、法定雇用率を達成している企業の割合は、半数に満たない四十二・一パーセントにとどまっており、障害者の雇用についてさらに積極的なご努力をいただかなければならない状況にあります。

このような情勢を的確に認識され、企業における障害者雇用率の速やかな達成及びそれにとどまらぬ障害者の一層の雇用の促進について、貴団体におかれましても深いご理解を賜りますとともに、会員団体・企業における積極的な取組を促していただけますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成十八年四月十八日

厚生労働大臣

川崎二郎

## 障害者雇用の一層の推進に関する要請書

日頃から、障害者雇用の促進について、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の雇用の促進等に関する法律により、すべての事業主は、社会連帯の理念に基づき、雇用を通じた障害者の自立について共同の責務を有しており、障害者雇用率を達成、維持するよう法律上の義務が課されております。中でも、国立大学法人及び公立大学法人は、国及び地方公共団体の機関とともに、公的機関として民間企業に率先垂範して、障害者雇用を推進すべき立場にあります。

昨年、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正及び障害者自立支援法が成立し、福祉から一般雇用への移行による障害者の自立の推進への期待がさらに高まっている中で、公的機関においては、障害者雇用率の達成は言うまでもなく、さらに一層の採用促進に取り組むことが求められております。

しかしながら、国立大学法人及び公立大学法人における障害者の雇用の現状を見ますと、全体の雇用率は、法定の二・一パーセントに対して一・四一パーセント、また、法定雇用率を達成している法人の割合は二十七パーセントと、依然として多くの法人が法定雇用率未達成となっており、障害者の雇用についてさらに積極的なご努力をいただかなければならない状況にあります。

このような情勢を的確に認識され、国立大学法人及び公立大学法人における障害者雇用率の速やかな達成及びそれにとどまらぬ障害者の一層の雇用の促進について、貴協会におかれましても深いご理解を賜りますとともに、傘下の各大学における積極的な取組を促していただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成十八年四月十八日

厚生労働大臣

川崎 二郎

障害者雇用の一層の推進に関する要請について

〔平成十八年四月十八日（火）閣僚懇談会〕  
厚生労働大臣 発言要旨

一 障害者の就業意欲が高まる中で、改正障害者雇用促進法及び障害者自立支援法が施行され、障害者の雇用機会の一層の確保が求められています。

二 このような状況の中、障害者雇用の一層の推進を図るため、私の名前で、公的機関、経済団体及び業種別団体に対し、要請を行うこととしました。  
各省庁におかれては、公的機関として率先垂範して、障害者雇用の一層の推進を図っていただくよう、お願いいたします。

三 併せて、所管の独立行政法人等における取組を促していただくとともに、所管する産業の民間企業における障害者雇用の促進にも、特段の御配慮をいただくよう、お願い申し上げます。

(別添) 要請を行うこととした主要な業種別団体等一覧

全国中小企業団体総連合	日本鉄鋼連盟	信託協会
日本中小企業団体連盟	電線工業経営者連盟	全国地方銀行協会
全国商工会連合会	日本製罐協会	全国信用金庫協会
全国商工団体連合会	日本鍛造協会	全国労働金庫協会
全日本商店街連合会	日本自動車機械工具協会	日本証券業協会
全国商店街振興組合連合会	日本機械工業連合会	日本商品先物取引協会
日本専門店会連盟	日本ベアリング工業会	生命保険協会
大日本水産会	日本工作機械工業会	日本損害保険協会
日本鉱業協会	全国木工機械工業会	全国共済農業協同組合連合会
石炭エネルギーセンター	日本電機工業会	不動産協会
全国建設業協会	電子情報技術産業協会	日本ホテル協会
電気事業連合会	日本運搬車両機器協会	日本旅行業協会
日本製糖協会	日本自動車工業会	日本民間放送連盟
精糖工業会	日本自動車車体工業会	日本広告業協会
麦酒酒造組合	日本鉄道車両工業会	全日本広告連盟
日本酒造組合中央会	日本造船工業会	全国農業協同組合中央会
日本洋酒酒造組合	日本航空宇宙工業会	全国農業協同組合連合会
日本紡績協会	電機・電子・情報通信産業経営者連盟	日本産業訓練協会
日本羊毛紡績会	日本計量機器工業連合会	日本食糧協会
日本綿スフ織物工業連合会	日本光学工業協会	全国社会福祉協議会
日本染色協会	カメラ映像機器工業会	日本病院会
日本絹人織織物工業会	日本時計協会	全国老人福祉施設協議会
日本毛織工業協会	日本ガス協会	全国老人保健施設協会
日本製紙連合会	日本民営鉄道協会	全国精神障害者社会復帰施設協会
全日本紙製品工業組合	日本バス協会	日本保育協会
日本新聞協会	全国乗用自動車連合会	国立大学協会
日本出版協会	全日本トラック協会	公立大学協会
印刷工業会	全国通運業連合会	日本私立大学団体連合会
日本化学工業協会	全国通運協会	日本私立短期大学協会
日本肥料アンモニア協会	日本船主協会	全日本私立幼稚園連合会
日本化学繊維協会	全日本航空事業連合会	日本林業協会
日本製薬団体連合会	日本倉庫協会	日本フードサービス協会
写真感光材料工業会	日本港運協会	情報サービス産業協会
石油連盟	日本貿易会	日本人材派遣協会
石油化学工業協会	日本自動車販売協会連合会	全国民営職業紹介事業協会
日本ゴム工業会	日本百貨店協会	
日本自動車タイヤ協会	日本セルフサービス協会	
日本硝子製品工業会	日本チェーンストア協会	
セメント協会	全国銀行協会	
日本陶業連盟	第二地方銀行協会	

計 115団体



<参考> 障害者の雇用状況(平成17年6月1日現在)

1 民間企業における雇用状況

(1) 一般の民間企業(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
一般の民間企業 (56人以上規模)	18,091,871人 (17,667,306人)	269,066人 (257,939人)	1.49% (1.46%)	27,577 / 65,449 (26,666 / 63,993)	42.1% (41.7%)

(2) 特殊法人等(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
特殊法人等	442,785人 (402,691人)	6,775人 (6,876人)	1.53% (1.71%)	104 / 232 (106 / 225)	44.8% (47.1%)

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	303,432人 (303,269人)	6,496人 (6,533人)	2.14% (2.15%)	37 / 43 (37 / 43)	86.0% (86.0%)
行政機関	276,352人 (276,040人)	5,891人 (5,919人)	2.13% (2.14%)	28 / 34 (28 / 34)	82.4% (82.4%)
立法機関	3,351人 (3,414人)	73人 (76人)	2.18% (2.23%)	5 / 5 (5 / 5)	100.0% (100.0%)
司法機関	23,729人 (23,815人)	532人 (538人)	2.24% (2.26%)	4 / 4 (4 / 4)	100.0% (100.0%)

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	355,482人 (363,070人)	8,318人 (8,286人)	2.34% (2.28%)	136 / 156 (129 / 157)	87.2% (82.2%)
都道府県知事部局	296,240人 (306,784人)	6,997人 (7,017人)	2.36% (2.29%)	45 / 47 (39 / 47)	95.7% (83.0%)
その他の都道府県機関	59,242人 (56,286人)	1,321人 (1,269人)	2.23% (2.25%)	91 / 109 (90 / 110)	83.5% (81.8%)

## (3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	986,517人 (993,557人)	21,819人 (21,873人)	2.21% (2.20%)	2,902 / 3,771 (2,928 / 3,813)	77.0% (76.8%)

## (4) 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	670,333人 (673,511人)	9,317人 (8,956人)	1.39% (1.33%)	65 / 134 (66 / 134)	48.5% (49.3%)
都道府県 教育委員会	577,699人 (584,682人)	7,674人 (7,388人)	1.33% (1.26%)	1 / 47 (1 / 47)	2.1% (2.1%)
市町村 教育委員会	92,634人 (88,829人)	1,643人 (1,568人)	1.77% (1.77%)	64 / 87 (65 / 87)	73.6% (74.7%)

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者及び知的障害者の計であり、重度障害者（短時間労働者以外の身体障害者及び知的障害者）については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 法定雇用率達成とは、①欄の労働者数(職員数)に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数が0になることをいう。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 6 ( )内は、平成16年6月1日現在の数値である。

### 3 企業規模別の雇用状況（一般の民間企業）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の基礎となる労働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 $C \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度障害 者(1週間の 所定労働時 間が30時間 以上)	B. A以外の障 害者	C. 計 A×2+B			
規模計	企業 65,449 (63,993)	人 18,091,871 (17,667,306)	人 71,678 (68,539)	人 125,710 (120,861)	人 269,066 (257,939)	% 1.49 (1.46)	企業 27,577 (26,666)	% 42.1 (41.7)
56~99人	企業 24,361 (24,009)	人 1,795,317 (1,766,099)	人 6,201 (6,178)	人 13,789 (13,406)	人 26,171 (25,762)	% 1.46 (1.46)	企業 10,835 (10,638)	% 44.5 (44.3)
100~299	29,323 (28,432)	4,426,269 (4,287,080)	13,006 (12,633)	29,000 (28,114)	55,012 (53,380)	1.24 (1.25)	12,447 (12,104)	42.4 (42.6)
300~499	5,449 (5,307)	1,888,166 (1,833,105)	7,169 (6,793)	13,180 (12,731)	27,518 (26,317)	1.46 (1.44)	2,138 (1,997)	39.2 (37.6)
500~999	3,705 (3,659)	2,339,966 (2,300,290)	9,261 (8,858)	16,047 (15,416)	34,569 (33,132)	1.48 (1.44)	1,288 (1,168)	34.8 (31.9)
1,000以上	2,611 (2,586)	7,642,153 (7,480,732)	36,041 (34,077)	53,714 (51,194)	125,796 (119,348)	1.65 (1.60)	869 (759)	33.3 (29.4)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者及び知的障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び知的障害者)については法律上、1人を2人に相当するものとしており、C欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。

3 A欄の「重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「A以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。

4 ( )内は平成16年6月1日現在の数値である。

4 産業別の雇用状況（一般の民間企業）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③障害者の数			④ 実雇用率 C÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度障害者 (1週間の所定 労働時間が30 時間以上)	B. A以外の障 害者	C. 計 A×2+B			
	企業	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	65,449 ( 63,993 )	18,091,871 ( 17,667,306 )	71,678 ( 68,539 )	125,710 ( 120,861 )	269,066 ( 257,939 )	1.49 ( 1.46 )	27,577 ( 26,666 )	42.1 ( 41.7 )
農、林、漁業	139 ( 135 )	17,418 ( 16,992 )	68 ( 60 )	178 ( 158 )	314 ( 278 )	1.80 ( 1.64 )	84 ( 71 )	60.4 ( 52.6 )
鉱業	45 ( 47 )	8,118 ( 8,268 )	34 ( 32 )	68 ( 74 )	136 ( 138 )	1.68 ( 1.67 )	26 ( 25 )	57.8 ( 53.2 )
建設業	2,202 ( 2,252 )	549,961 ( 563,504 )	2,112 ( 2,027 )	3,231 ( 3,222 )	7,455 ( 7,276 )	1.36 ( 1.29 )	914 ( 916 )	41.5 ( 40.7 )
製造業	20,266 ( 20,117 )	6,139,600 ( 6,078,155 )	28,475 ( 27,768 )	46,359 ( 45,445 )	103,309 ( 100,981 )	1.68 ( 1.66 )	10,738 ( 10,626 )	53.0 ( 52.8 )
電気・ガス・熱 供給・水道業	202 ( 182 )	188,988 ( 196,459 )	890 ( 891 )	1,584 ( 1,619 )	3,364 ( 3,401 )	1.78 ( 1.73 )	83 ( 69 )	41.1 ( 37.9 )
情報通信業	2,934 ( 2,840 )	1,006,940 ( 975,759 )	3,331 ( 3,072 )	4,616 ( 4,468 )	11,278 ( 10,612 )	1.12 ( 1.09 )	539 ( 514 )	18.4 ( 18.1 )
運輸業	4,222 ( 4,118 )	1,064,231 ( 1,051,337 )	3,985 ( 3,727 )	9,677 ( 9,275 )	17,647 ( 16,729 )	1.66 ( 1.59 )	2,112 ( 1,977 )	50.0 ( 48.0 )
卸売・小売業	11,963 ( 11,826 )	3,210,446 ( 3,150,835 )	9,841 ( 9,514 )	19,448 ( 18,659 )	39,130 ( 37,687 )	1.22 ( 1.20 )	3,522 ( 3,449 )	29.4 ( 29.2 )
金融・保険・不 動産業	2,007 ( 2,004 )	1,270,829 ( 1,283,999 )	5,026 ( 4,913 )	8,209 ( 8,106 )	18,261 ( 17,932 )	1.44 ( 1.40 )	587 ( 606 )	29.2 ( 30.2 )
飲食店・宿泊業	1,814 ( 1,821 )	440,802 ( 432,341 )	1,441 ( 1,413 )	3,153 ( 2,971 )	6,035 ( 5,797 )	1.37 ( 1.34 )	669 ( 665 )	36.9 ( 36.5 )
医療・福祉	7,789 ( 7,199 )	1,228,634 ( 1,136,262 )	6,073 ( 5,714 )	10,014 ( 8,966 )	22,160 ( 20,394 )	1.80 ( 1.79 )	4,005 ( 3,608 )	51.4 ( 50.1 )
教育・学習支援業	1,271 ( 1,208 )	285,006 ( 278,162 )	992 ( 927 )	1,500 ( 1,477 )	3,484 ( 3,331 )	1.22 ( 1.20 )	485 ( 445 )	38.2 ( 36.8 )
複合サービス事業	988 ( 1,003 )	303,977 ( 309,907 )	963 ( 935 )	1,961 ( 2,014 )	3,887 ( 3,884 )	1.28 ( 1.25 )	357 ( 351 )	36.1 ( 35.0 )
サービス業	9,596 ( 9,241 )	2,374,534 ( 2,185,326 )	8,441 ( 7,546 )	15,701 ( 14,407 )	32,583 ( 29,499 )	1.37 ( 1.35 )	3,451 ( 3,344 )	36.0 ( 36.2 )

注 前ページの表と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。